

第32回 民法改正における時効制度

不動産事業を営んでいる場合、債権管理は避けられない業務です。たとえば、不動産の賃貸業を営んでいる場合、賃料や管理費の未払いが発生する場合があります。そして、債権管理においては、消滅時効の制度をしっかりと理解していることが重要になります。そこで、今回は、消滅時効について説明します。

1 改正内容① (時効期間の統一)

現行民法では、消滅時効の期間について、20年から6か月まで様々な時効期間が設けられていたが、かかる時効期間が次のとおり統一されました。

① まず、時効期間が統一され、

ⅰ 債権者が権利を行使することができることを知った時(主観的起算点)から5年間行

使しないとき

ⅱ 権利を行使することができる時(客観的起算点)から5年間行

使しないとき

ⅲ 権利を行使することができる時(客観的起算点)から20年間行

使しないとき

ⅳ 債権者が権利を行使することができることを知った時(主観的起算点)から10年間行

使しないとき

ⅴ 債権者が権利を行使することができることを知った時(主観的起算点)から5年間行

使しないとき

ⅵ 債権者が権利を行使することができることを知った時(主観的起算点)から5年間行

使しないとき

② また、不法行為について、時効が完成するときは、

時効期間の進行に関する規律として「中断」と「停止」という制度が設けられていました。民法改正においては、この制度が新設されました。

ⅰ 債権者が権利を行使することができることを知った時(主観的起算点)から5年間行

使しないとき

ⅱ 権利を行使することができる時(客観的起算点)から5年間行

使しないとき

ⅲ 権利を行使することができる時(客観的起算点)から20年間行

使しないとき

ⅳ 債権者が権利を行使することができることを知った時(主観的起算点)から10年間行

使しないとき

ⅴ 債権者が権利を行使することができることを知った時(主観的起算点)から5年間行

使しないとき

ⅵ 債権者が権利を行使することができることを知った時(主観的起算点)から5年間行

使しないとき

ⅶ 債権者が権利を行使することができることを知った時(主観的起算点)から5年間行

使しないとき

時効の完成(停止)	時効の更新(中断)
当該事由が発生した時から、当該事由が終了したときまで、時効は完成しない。 (例外) 確定判決等によって権利が確定することなくその事由が終了した場合には、「その終了の時から6か月を経過したときまで、時効は完成しない。」	確定判決等によって権利が確定したときは、その事由が終了した時から、新たに時効は進行する。 強制執行等の手続が終了した時から新たに時効は進行する。 (例外) 申立ての取下げ又は法律の規定に従わないことによる取消しの場合には、時効は更新されない。
当該事由が発生した時から、当該事由が終了したときまで、時効は完成しない。 (例外) 申立ての取下げ又は法律の規定に従わないことによる取消しによってその事由が終了した場合には、「その終了の時から6か月を経過したときまで、時効は完成しない。」	その事由が終了した時から6か月を経過するまでの間は、時効は完成しない。 (該当なし)
仮差押え等 ・仮差押え・仮処分 承認 催告 協議による時効の完成(停止)	権利の承認があった時から、新たに時効は進行する。

2 改正内容② (時効の更新と完成猶予)

現行民法においては、時効期間の進行に関する規律として「中断」と「停止」という制度が設けられていました。民法改正においては、この制度が新設されました。

ⅰ 債権者が権利を行使することができることを知った時(主観的起算点)から5年間行

使しないとき

ⅱ 権利を行使することができる時(客観的起算点)から5年間行

使しないとき

ⅲ 権利を行使することができる時(客観的起算点)から20年間行

使しないとき

ⅳ 債権者が権利を行使することができることを知った時(主観的起算点)から10年間行

使しないとき

ⅴ 債権者が権利を行使することができることを知った時(主観的起算点)から5年間行

使しないとき

ⅵ 債権者が権利を行使することができることを知った時(主観的起算点)から5年間行

使しないとき

③ そして、生命・身体的損害の損害賠償請求権については、債務不履行に基づくものか、不法行為に基づくものかにかかわらず、

ⅰ 債権者が権利を行使することができることを知った時(主観的起算点)から5年間行

使しないとき

ⅱ 権利を行使することができる時(客観的起算点)から5年間行

使しないとき

ⅲ 権利を行使することができる時(客観的起算点)から20年間行

使しないとき

ⅳ 債権者が権利を行使することができることを知った時(主観的起算点)から10年間行

使しないとき

ⅴ 債権者が権利を行使することができることを知った時(主観的起算点)から5年間行

使しないとき

ⅵ 債権者が権利を行使することができることを知った時(主観的起算点)から5年間行

使しないとき

ⅶ 債権者が権利を行使することができることを知った時(主観的起算点)から5年間行

使しないとき

ⅷ 債権者が権利を行使することができることを知った時(主観的起算点)から5年間行

使しないとき

今月の筆者

●プロフィール
2006年弁護士登録。
武智総合法律事務所
パートナー。一般社
団法人不動産ビジネ
ス専門家協会登録専
門家
プロジェクトファイ
ナンス、ノンバンク
法務、資金移動業、
仮想通貨等様々な金
融法務を取り扱う。



武智総合法律事務所
パートナー 弁護士
清水 将博

コラムのご感想・ご意見は下記まで!

一般社団法人不動産ビジネス専門家協会
東京都千代田区神田東松下町28番地
小林ビル101 (☎03-3527-1876)
http://www.fudosan-pro.biz/